

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 客にダンスをさせる営業に係る規制の範囲の見直し

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、営業の形態に応じた規制を行う。

① 客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業(キャバレー等)

【接待をするもの】又は【低照度のもの】
引き続き風俗営業として規制

② 客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業(クラブ、踊れるレストラン等)

【低照度でなく、深夜まで営業するもの】
(酒類の提供を伴うものに限る。)
特定遊興飲食店営業として規制(下記2参照)

③ 客にダンスをさせる営業(ダンスホール等)

【低照度でなく、深夜に営業しないもの】
【低照度でなく、酒類の提供を伴わないもの】
飲食店営業として規制

風営法の規制から除外

2. 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興(ダンスを含む。)をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業を特定遊興飲食店営業とし、都道府県公安委員会の許可を受けなければならないこととするとともに、必要な規制を設ける。

【主な規制の内容】

- 欠格事由を設け、不適格者等を排除
- 条例により、営業可能な地域を限定
- 条例により、地域を定めて営業時間を制限することが可能
- 18歳未満の者の午後10時以降の立入りを制限

3. 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

(1) 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者の義務

- 営業所周辺における客の迷惑行為の防止措置
- 苦情処理に関する帳簿の備付け

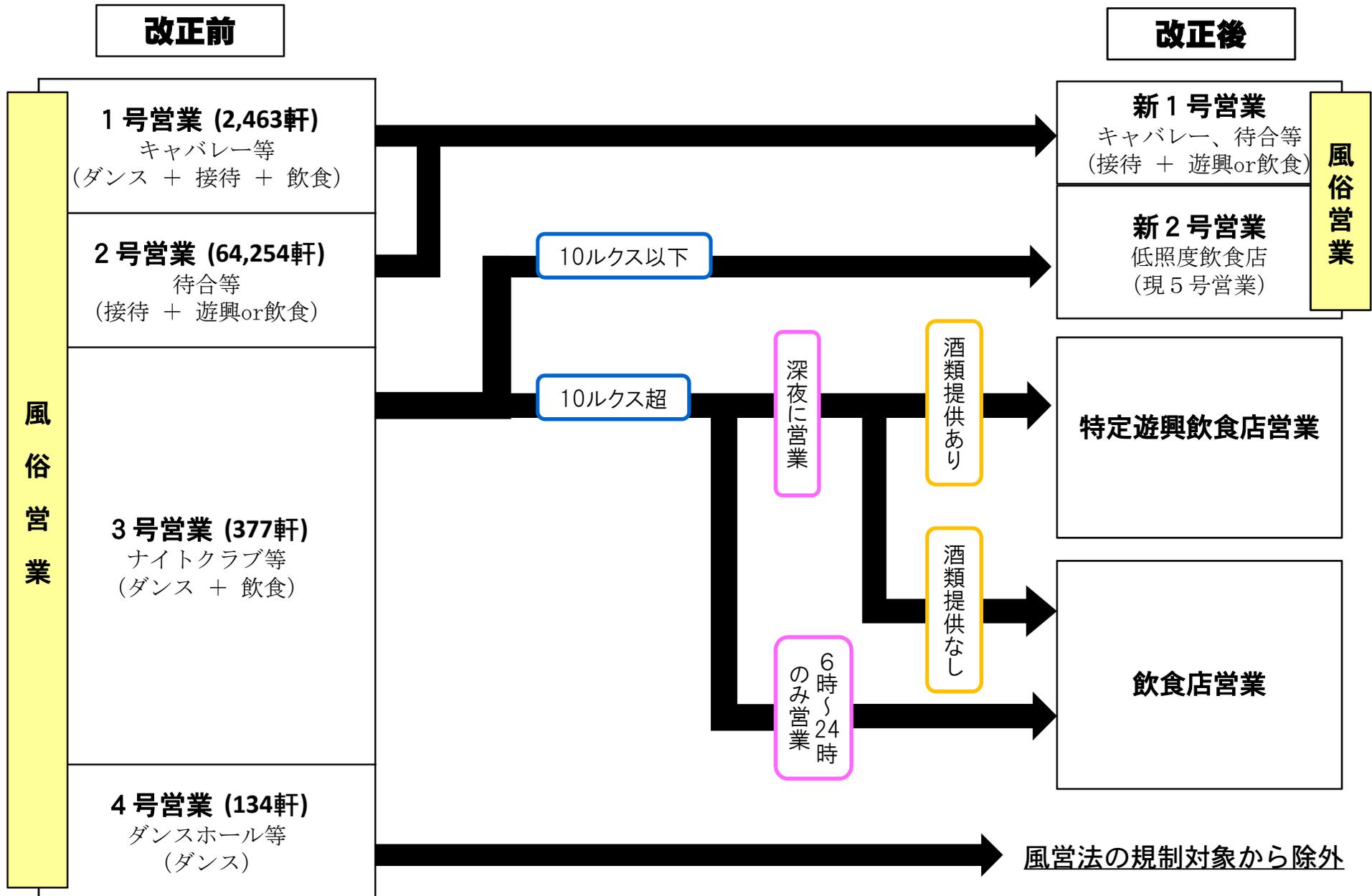
(2) 風俗環境保全協議会の設置

- 特に良好な風俗環境の保全を図る必要があるものとして条例で定める地域ごとに設置
- 警察署長、特定遊興飲食店営業等の営業所の管理者、地域住民等により構成

4. その他所要の規定の整備

ゲームセンターへの18歳未満の者の立ち入らせの制限に関する規定を見直す。

客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しイメージ



(注) 営業所の軒数は平成26年末の全国の数値